

意見と町の考え方等について

案件名	第2次寄居町環境基本計画（案）について
意見の募集期間	平成28年12月12日～平成29年1月13日
意見の提出数	1名（2件）

頁	項目	意見	町の考え方
5	第2章2-2(1) 健全な生活環境の維持・保全	最近、住宅街や住宅地に町の資源処理地区の大手資源回収会社専用の大型車両駐車場ができたりしてトラックの排気ガスや冬場早朝の暖気行為でエンジンの音など気になるので住宅街や住宅地に駐車場の整備をできないよう条例を追加するなど希望します。また通学路沿いにも整備できないようにも希望します。	騒音や大気汚染の防止に対しては、これまで「騒音防止法」や「大気汚染防止法」に基づき、県等と連携しながら事業所への指導等を行ってきました。また、自動車運転者に対しては、騒音等のないアイドリングストップやエコドライブなど、適正な運転マナーについて普及啓発を図っており、本計画の第4章において、上記の対策の継続を位置付けておりますことから、現行のままとします。 ご意見頂いた、資源回収関連の大型車駐車場については、新たな騒音等の発生要因として留意し、今後、騒音等の状況を踏まえながら、事業者への指導等を行っていきたいと考えております。 また、住宅地や通学路沿いへの事業用駐車場の立地については、関連法令に基づく適正な規制誘導を図るほか、安全性について懸念がある場合、必要な措置について事業者へ指導していきたいと考えております。
5	第2章2-3(1) コンパクトで持続可能な都市構造への転換	「タウン巡回バス」の運行を希望します。高齢者や身体の不自由な方、免許書を所持していない方（児童など）の為の交通手段として、また商業施設・役場を含む公共施設・町にある全ての駅などを停留所にすれば利用者も増え中心市街地発展の基盤やきっかけに繋がると思います。	現在、町では高齢者等の交通手段に不便をきたしている方が外出できるよう、乗り合いタクシーによる送迎サービス「愛のりタクシー」を運行しています。 また、本計画の第4章においても公共交通の充実に対応し、東武東上線の利便性の向上を要望するほか、路線バスや愛のりタクシー等の公共交通の再構築を図り、自家用車に依存しないまちづくりを進めることとしておりますことから、現行のままとします。 ご意見頂いた「タウン巡回バス」の運行については、現時点では想定はしておりませんが、今後、公共交通の再構築を議論する中で、町民ニーズや町全体の公共交通のあり方等を踏まえ、巡回バス等の必要性・可能性について検討していきたいと考えております。